

第1・5種共同漁業権の免許対象種及び漁場図一覧(内水面) [※山口県全域の漁場図はここをクリック](#)

漁業権番号	免許を受けた者 (組合名)	水系及び 漁場図 (クリックすると図面表示)	漁業種類	免許対象種(漁業の名称)									
				あ お の り	し じ み	あ ゆ	う な ぎ	か に	こ い	は や	ふ な	ま す	
内共第2号	錦川、玖北、三須	錦川	第5種共同漁業			○	○	○	○	○	○	○	○
内共第3号	三須	錦川	第5種共同漁業			○	○	○					○
内共第4号	錦川上流	錦川	第5種共同漁業			○	○		○	○			○
内共第5号	島田川内水面	島田川	第5種共同漁業			○	○	○	○				
内共第6号	佐波川	佐波川	第5種共同漁業			○	○	○	○	○	○	○	○
内共第7号	榎野川	榎野川	第5種共同漁業			○	○	○	○	○	○	○	○
内共第8号	榎野川	榎野川	第1種共同漁業	○	○								
内共第9号	厚狭川	厚狭川	第5種共同漁業			○	○	○	○	○	○		
内共第10号	厚狭川	厚狭川	第1種共同漁業		○								
内共第11号	吉田川	木屋川	第5種共同漁業			○	○	○	○	○	○	○	○
内共第12号	吉田川	木屋川	第1種共同漁業		○								
内共第13号	粟野川	粟野川	第5種共同漁業			○	○	○	○	○			
内共第14号	深川川	深川川	第5種共同漁業			○	○	○		○			
内共第15号	阿武川	阿武川	第5種共同漁業			○	○	○		○			○
内共第16号	大井川	大井川	第5種共同漁業			○	○	○		○			
内共第17号	田万川	田万川	第5種共同漁業			○	○	○					○

※免許の存続期間:令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

※小瀬川水系は広島県が令和15年12月31日まで免許。